

郵便でしていただく転出届について

住所は、引越しをしてから14日以内に新しい住所地に異動する必要があります。

朝日町で転出手続き後に発行されます「転出証明書」を持参の上、新しい市区町村役場にて転入手続きをしてください。

※「マイナンバーカード」をお持ちの方は、「マイナンバーカード」を使用して新しい住所地へ転入届をすることができます。その場合も、朝日町への転出届が必要です。転出届後（朝日町の場合は住民異動届受領後、お電話しています。）「マイナンバーカード」を新しい住所地の市区町村役場へ提出して転入届をしてください。（「転出証明書」は交付されません。）

※転入先で「マイナンバーカード」の暗証番号が必ず必要となります。

① 住民異動届に必要な事項をすべてご記入ください。（記入例参照）

※必ず日中に連絡のつく電話番号を記入してください。

② 本人確認書類の提出。（コピーを同封してください。）

A	【公的機関が発行した本人確認書類で顔写真入り】 ・マイナンバーカード・運転免許証・住民基本台帳カード・パスポート・在留カード・身体障害者手帳・療育手帳・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書など
B	【公的機関が発行した本人確認書類で顔写真なし】 ・顔写真のない住民基本台帳カード・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険証・国民年金手帳・年金証書など
C	【公的機関以外が発行した本人確認書類で顔写真入り】 ・学生証、法人が発行した身分証明書など

※Aは1点、その他は2点（B+B、B+C）の写しが必要です。

③ 封筒と切手を用意して、①で用意した住民異動届と②の書類及び返信用封筒（現住所又は新住所記載）を郵送ください。

※朝日町役場の住所は下段をご参照ください。

※返信用封筒へは、「住所」「氏名」を記入し、切手を貼ってください。

※急ぎの場合は速達扱いで送ってください。

※「マイナンバーカード」を使う転出の場合は、返信用封筒は不要です。

役場より住民異動届受領後お電話しています。

- ④ 朝日町役場へ郵送してください。
不備等がなければ1週間ほどで返送致します。(お急ぎの場合は、速達扱いで郵送ください。)
- ※新住所への郵送の場合は、郵便物がきちんと届くように、郵便局の「転居届」の手続きも済ませてください。(詳細は最寄の郵便局にお尋ねください。)
- ※「マイナンバーカード」を使う転出の場合、転出証明書は交付されませんので、お急ぎの場合は郵送してから3～4日後、朝日町役場で転出処理ができているか確認してください。(通常は1週間程度で役場より電話連絡をしています。)
- ⑤ 「転出証明書」が届き次第、運転免許証など本人確認書類を持参のうえ、「転入届」の手続きを新しい住所地の市区町村役場で行ってください。(「転入届」は郵送による手続きはできません。)
- ※「マイナンバーカード」を使う転入の場合、引越しの日から必ず14日以内に新しい住所地の市区町村役場へ「マイナンバーカード」を持って転入届をしてください。届書が遅れると「転出証明書」が必要になります。また、新しい市区町村役場での「マイナンバーカード」の継続利用ができなくなりますのでご注意ください。
- カードの継続利用処理の手続きをしていただくのに、引越しされる方全員の「マイナンバーカード」と暗証番号が必要です。

〒510-8522

朝日町大字小向893番地

朝日町役場 広報・町民課

TEL 059-377-5653

FAX 059-377-2790